

福津市空き家バンク制度実施要綱 事務取扱要領（案）

令和 年 月 日
福津市都市計画課

この要領は、令和 年 月 日施行の福津市空き家バンク制度実施要綱（平成26年2月25日福津市告示第21号）での取り扱いについて定めるものとする。

1. 第2条第1号中「市長が別に定めるもの」とは、以下の要件をすべて満たす土地とする。
 - (1) 福岡広域都市計画区域又は津屋崎都市計画区域における用途地域内の土地であること。
 - (2) 建物の敷地に供せられる土地であり、道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられているもの以外の土地であること。
 - (3) 現況地目が「宅地」であること。
 - (4) 建築物の建築実績が1回以上あること。

2. 第2条第5号中「市内への定住等」とは、以下のいずれかに該当する希望者とする。
 - (1) 1年以上居住することを目的に福津市外から転入すること。
 - (2) 1年以上居住することを目的に福津市内から転居すること。
 - (3) 店舗又は事務所、宿泊所の開設（住居兼用を含む）を主たる目的とし、1年以上継続する見込みがあると認められること。